

答 申 第 8 8 号

平成17年3月29日

神戸市長

矢田立郎様

神戸市情報公開審査会

会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成15年3月31日付神産農土第537号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「ため池台帳」についての公開決定及び「特に水の不足事情を記載した書類・図面」についての公文書を保有していないことによる非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

- (1) 「ため池の建設に係る工事の一切の書類及び図面」の請求について、該当する公文書を保有していないことによる非公開の決定をしたことは妥当ではなく、「高倉地区環状線街路築造その他工事」のマイクロフィルムを、本件請求に該当する文書として、速やかに申立人に公開すべきである。
- (2) 「仮設ため池（農業用水を取水するためのものである）が建設される直前のこの流域における田畑に係る水の需給事情を記載した書類及び図面」の請求について、ため池台帳（80番新池の部分）を特定したことには、理由がある。
- (3) 「特に水の不足事情を記載した書類及び図面」、「地元かんがい水利権者からの仮設ため池建設の陳情書、要望書等」の請求について、該当する公文書を保有していないことによる非公開の決定をしたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、
「高倉台地区宅地整備事業（仮設ため池の宅地整備工事）に係る仮設ため池に関連する次の書類及び図面
仮設ため池（農業用水を取水するためのものである）が建設される直前のこの流域における田畑に係る水の需給事情（特に水の不足事情）を記載した書類及び図面
地元かんがい水利権者からの仮設ため池建設の陳情書、要望書等
ため池の建設に係る工事の一切の書類及び図面」
の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求の（「特に水の不足事情を記載した書類及び図面」を除く部分）に対し、ため池台帳を特定し、公開とする決定（以下「本件公開決定」という。）を行い、本件請求の（「特に水の不足事情を記載した書類及び図面」の部分）、
に対し、該当する公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件不存在決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件公開決定を取り消し、ため池台帳が特定された根拠資料の公開及び本件不存在決定を取り消し、不存在とされた本件請求（「特に水の不足事情を記載した書類及び図面」の部分）、
の文書の公開を求める異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を平成15年3月17日付けの申立書、平成15年9月3日付の意見書、平成15年9月24日付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 公開されたため池台帳記載の80番の新池(多井畑字扇山32)が高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)の対象たるため池に該当するとして、同時にため池の位置図にこれを表示したものが公開された。その際どのような根拠によりそのように判断されたか、その資料が公開されていないので、この資料の公開を求めます。
- (2) 地元住民としては、次のような理由から、上記工事の対象のため池がかんがい用のため池と認めることはできない。
- ア 公開されたため池台帳80番の多井畑字扇山32の新池は、昭和54年8月20日に、高倉台8丁目5-13(市の道路用地)に合筆された別の池であり、当該ため池はない(神戸地方務局調べ)
- イ 今回公開された資料に、「小屋谷池上流の流砂防止のため砂防ダムを築造」とあり、また高倉台団地の住宅建設事業を最初に手がけた市開発局(みなと総局の前身)の編集になる「山、海を行く」-須磨ベルトコンベアの記録(昭和56年3月発行)に、小屋谷ダムとして当該ため池が設けられたことの記述(p251の表、p252の地図)があり、これによってもかんがい用の目的で築造されたものでないことが明らかである。
- ウ 地元住民として、当該池の水がかんがい用に利用されたことは見聞していないし、また関係耕作権者と市との水利に関するやりとりの記録もない。あくまでもかんがい用のため池であるとされるなら、その資料はすべて公開されるべきである。
- エ 上掲の「山、海を行く」では、かんがい用水は団地の雨水を直接下流のため池に放流し、これを貯水することによりまかなえること、そのため下流域のため池及び河川の改修がなされたことが記述されている(p259以下)
- オ 工事対象の池の構造について、かんがい用のため池であれば当然に設けられるべきかんがい時の用水の取出口がない。
- (3) この池は、決して仮設ため池でなく、現に有効に機能している調整池である。その理由は、次のとおりである。
- ア 各世帯に配布された防災福祉コミュニティ安全マップ(最新は平成11年3月発行)には調整池として表示されている。
- イ 渇水期には干上がった池も、梅雨の降雨期に入ると、一度に大量の降雨を池外に放流できない場合に、この池に放水され溜め置かれる仕組みがこの池には設けられている。
- (4) 住民に潤いをもたらす水辺、水鳥の飛来、桜花、紅葉は、地域住民の貴重な環境を形成している。またこの地域の温暖化防止にも役立っている。
- 火災、地震などの災害時にこの池が重要な働きを発揮することは、先の地震の経験に鑑みても明らかである。

(5) この池の造成工事については、すでに監督機関との協議が成立しているが、次のような問題点がある。

ア この造成は、全面盛土工事である。通常この場合には、壅壁には必要な場所に必要な水抜き孔を設けることが必要であるが、この池の壅壁は道路敷が該当するため、必要なところに必要な水抜き孔を設けることができない。

イ 造成工事の協議用の平面図を見た場合、池の埋立のため池への放水路を廃止する代わりに、この放水路の雨水に相当するものを排水する雨水幹線を新たに8丁目の道路に敷設することになっている。しかし、これは地元民として初めて知ることである。もしそうであるならば、埋立工事の先行工事として、当該地元住民に知らせ、その了解を取るべきではないか。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成15年9月3日付けの公開決定及び公文書を保有していないことによる非公開決定理由説明書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 公開決定を行った理由

ため池台帳は、ため池の防災上の観点から、昭和52年度から54年度の間、ため池管理者からの聴き取り調査に基づいて調製されたもので、ため池の名称・所在地、規模、状態等の事項を記載したため池調査表及び位置図で構成されている。

本件公開請求に対して、高倉台団地周辺地域図とため池位置図とを照査し、当該仮設ため池をため池台帳第80番のため池と特定し、ため池台帳(調査表及び位置図)を公開した。

(2) 公文書を保有していないことによる非公開決定を行った理由

ア 本市の文書事務の処理については、公文書管理規程(昭和35年4月30日訓令甲第8号)によって規定されている。それによれば、第32条で各公文書の保存期間は行財政局長が別に定める公文書分類表によること、第40条で公文書の廃棄処分の手続きが定められている。

イ 公開が請求された当該仮設ため池の建設にあたっての地元権利者からの陳情書・要望書及び建設に関する一切の文書・図面の保存期間について、前記公文書分類表によれば、「開発計画書類」「工事施工関係書類」として、保存は10年間とされている。当該ため池が昭和40年代後半に建設され、建設にあたって陳情書・要望書が提出されていたとしても保存期間が既に経過し、また当該ため池建設に関する一切の文書・図面も同様に、既に保存期間を経過し廃棄処分されている。

ウ このため、本件請求に対して、該当文書が見当たらないことから、不保有による非公開決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

ア 本件申立ては、申立人が、

「高倉台地区宅地整備事業(仮設ため池の宅地整備工事)に係る仮設ため池に関連する次の書類及び図面

仮設ため池(農業用水を取水するためのものである)が建設される直前のこの流域における田畑に係る水の需給事情(特に水の不足事情)を記載した書類及び図面

地元かんがい水利権者からの仮設ため池建設の陳情書、要望書等

ため池の建設に係る工事の一切の書類及び図面」

の公開請求をしたのに対し、実施機関が、本件請求の(「特に水の不足事情を記載した書類及び図面」を除く部分)について、ため池台帳を特定し、公開する決定を行い、及び本件請求の(「特に水の不足事情を記載した書類及び図面」の部分)、について、該当する公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったが、これを取り消し、請求の趣旨に対応する文書の公開を求めるものである。

イ 本件について、申立人は、3の申立人の主張にもあるように次のように主張している。

(ア) ため池台帳記載の80番新池(多井畑字扇山32)が高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)の対象のため池に該当するとして、ため池台帳及びため池の位置図にこれを表示したものが公開された。その際どのような根拠によりそのように判断されたか、その資料が公開されていないので、この資料の公開を求める。

(イ) 地元住民としては、次のような理由から、上記工事の対象のため池がかんがい用のため池と認めることはできない。

公開されたため池台帳80番の多井畑字扇山32の新池は、昭和54年8月20日に、高倉台8丁目5-13(市の道路用地)に合筆された別の池であり、当該ため池はない。

公開された資料に「小屋谷池上流の流砂防止のため砂防ダムを築造」とあり、また、市開発局編集の「山、海を行く」-須磨ベルトコンベアの記録に、小屋谷ダムとして当該ため池が設けられたことの記述(p251の表、p252の地図)があり、これによってもかんがい用の目的で築造されたものでないことが明らかである。

当該池の水がかんがい用に利用されたことは見聞していないし、また関係耕作権者と市との水利に関するやりとりの記録もない。あくまでもかんがい用のため池であるとされるなら、その資料はすべて公開されるべきである。

上掲の「山、海を行く」では、かんがい用水は団地の雨水を直接下流のため池に放流し、これを貯水することによりまかなえること、そのため下流域のため池及び河川の改修がなされたことが記述されている(p259以下)

工事対象の池の構造について、かんがい用のため池であれば当然に設けられるべきかんがい時の用水の取出し口がない。

ウ 本件について、実施機関は、4の実施機関の主張にもあるように次のように主張している。

(ア) ため池台帳は、ため池の名称・所在地、規模、状態等の事項を記載したため池調査表及び位置図で構成されている。本件請求に対して、高倉台団地周辺地域図とため池位置図とを照査し、当該仮設ため池をため池台帳 80 番のため池と特定し、ため池台帳を公開した。

(イ) 地元権利者からの陳情書・要望書及び建設に関する一切の文書・図面の保存期間は、公文書分類表によれば、「開発計画書類」「工事・製造請負施行関係書類」として 10 年間とされている。当該ため池が昭和 40 年代後半に建設され、建設にあたって陳情書・要望書が提出されていたとしても保存期間が既に経過し、また当該ため池建設に関する一切の文書・図面も同様に既に保存期間を経過し廃棄処分されている。

エ 以上から、本件の争点は、次の 3 点である。以下、個別に検討する。

(ア) ため池台帳 (80 番新池の部分) を特定する根拠となった資料の存否

(イ) 本件請求のうち「特に水の不足事情を記載した書類及び図面」、本件請求の「地元かんがい水利権者からの仮設ため池建設の陳情書、要望書等」に対応する文書の存否

(ウ) 本件請求の「ため池の建設に係る工事の一切の書類及び図面」に対応する文書の存否

(2) ため池台帳 (80 番新池の部分) を特定する根拠となった資料の存否について

ア 実施機関によれば、ため池台帳は、ため池調査表と位置図とで構成されている。調査表には、「番号」「池名」「所在地」「管理者名・所有団体名」「受益面積」「流域面積」「下流の状況 (住宅の戸数、農地の有無等)」等の項目があり、所要の事項が記載されている。位置図は、白地図にため池の位置と当該ため池に係るため池台帳上の番号を記載したものである。

イ 実施機関によれば、本件請求 (「特に水の不足事情を記載した書類及び図面」を除く部分) に対し、宅地整備事業の対象である仮設ため池 (以下「7丁目の仮設ため池」という。) の位置が記載されている高倉台団地周辺地域図とため池台帳の位置図とを照らし合わせ、7丁目の仮設ため池の位置と 80 番新池の位置が地図上で合致したため、ため池台帳 (80 番新池の部分) を特定し、公開したということである。

ウ 上記のため池台帳 (80 番新池の部分) の特定に対し、申立人は公開されたため池台帳 80 番の多井畑字扇山 32 の新池は、昭和 54 年 8 月 20 日、高倉台 8 丁目 5 - 13 (市の道路用地) に合筆されており、7丁目の仮設ため池とは別の池であると主張する。

この点について実施機関に調査を求め、結果を事情聴取したところ、多井畑字扇山 32 の土地 (地目: ため池) は、昭和 54 年 8 月 20 日、高倉台 8 丁目 5 番 13 の土地と合筆していることが登記簿により確認された。このことから、申立人の主張のとおり、7丁目の仮設ため池とため池台帳に記載されている多井畑字扇山 32 の土地 (地目: ため池) とは、丁目を異にする別個の土地であり、ため池台帳の調査表と位置図とは、80 番新池について、内容が一致していないと認められる。

なお、実施機関によれば、ため池台帳は、昭和 52 年度 ~ 54 年度の間、ため池管理者からの聴き取り調査に基づいて調製されたものであり、当該聴き取り調査の内容がそのまま台帳に記載されているということであった。このようなため池台帳の調製方法は、県下の多くの市町村で行われており、80 番新池についての調査表と位置図との不一致は、このようなため池

台帳の調製方法に起因すると考えられる。

エ 実施機関に対し、80番の池とは別に、7丁目の仮設ため池のため池台帳への記載の有無について事情聴取を行った。実施機関によれば、7丁目の仮設ため池の地番は、土地売買契約書（昭和43年）から多井畑字扇山9番2、同11番、同12番であるが、これらの地番を有するため池は、ため池台帳には記載されていない、とのことであった。

オ 以上から、実施機関が本件請求（「特に水の不足事情を記載した書類及び図面」を除く部分）に対してため池台帳の80番新池の部分特定した根拠資料は、7丁目の仮設ため池の位置が記載されている高倉台団地周辺地域図及びため池台帳の位置図であり、これ以外に根拠資料の存在を伺わせる事実を確認することはできなかった。

(3) 「特に水の不足事情を記載した書類及び図面」及び「地元かんがい水利権者からの仮設ため池建設の陳情書、要望書等」に対応する文書の存否について

ア 本件請求に対応する文書について、実施機関は、公文書分類表に規定されている保存期間の到来を理由に存在しないと主張する。

実施機関によれば、神戸市の文書事務の処理については、公文書管理規程（昭和35年4月30日訓令甲第8号）によって規定されており、各公文書の保存期間は行財政局長が別に定める公文書分類表によるものとされている（第32条）。「特に水の不足事情を記載した書類及び図面」及び「地元かんがい水利権者からの仮設ため池建設の陳情書、要望書等」に対応する文書は、上記公文書分類表によれば、「開発計画書類」（大分類：15みなと総局、中分類：06計画、小分類：03内陸・臨海計画、細分類：02開発計画）に該当し、保存期間は10年とされている。7丁目の仮設ため池は昭和40年代後半に建設されており、当時、本件請求に対応する文書が存在していたか否か現時点では明らかではないが、仮に存在していたとしても既に保存期間が到来し、廃棄されているとのことであった。

イ 上記「開発計画書類」のほか、永年保存とされている「重要な開発計画書類」あるいは「工事台帳」等他の文書に本件請求の趣旨に該当する情報が記載されていないか、実施機関に対し事情聴取を行ったが、存在しないということであった。

ウ なお、7丁目の仮設ため池が建設される直前の水の不足事情について、これを記載した書類及び図面の存否に関して実施機関から事情聴取を行った際、実施機関は本件請求内容に直接対応する文書ではないが、関連資料として「須磨土砂採取計画に伴うかんがい用水に関する答申」（昭和41年12月、神戸市裏山土砂採取計画委員会）を示した。この答申は、当時、神戸市が須磨において計画していた宅地造成計画に関して、同宅地造成に伴う土砂採取工事が塩屋谷川左岸流域の下畑及び現在の高倉台を含む多井畑地域におけるかんがい用水に及ぼす影響を明らかにしたものである。

エ 以上から、「特に水の不足事情を記載した書類及び図面」及び「地元かんがい水利権者からの仮設ため池建設の陳情書、要望書等」に対応する文書の存在を伺わせる事実を確認することはできなかった。

なお、申立人が希望すれば、関連資料として「須磨土砂採取計画に伴うかんがい用水に関する

る答申」を情報提供されたい。

(4) 「ため池の建設に係る工事の一切の書類及び図面」に対応する文書の存否について

ア 本件請求に対応する文書についても、実施機関は、公文書分類表に規定されている保存期間の到来を理由に存在しないと主張する。

実施機関によれば、「ため池の建設に係る工事の一切の書類及び図面」に対応する文書は、上記公文書分類表によれば、「工事・製造請負施行関係書類」(大分類：15 みなと総局、中分類：15 工務第2、小分類：01 総括、細分類：02 工事施行手続)に該当し、保存期間は10年とされている。7丁目の仮設ため池は昭和40年代後半に建設されており、現時点では既に保存期間が到来し、廃棄されているとのことであった。

イ 上記「工事・製造請負施行関係書類」のほか、「特に重要な工事施行関係書類」あるいは「工事台帳」等永年保存とされている他の文書に本件請求の趣旨に該当する情報が記載されていないか、実施機関に対し事情聴取を行った。

実施機関によれば、(1) 従前、一部の工事について請負人に竣工図面のマイクロフィルムの提出を求めていたが、昭和55年頃からこれを一般化し、工事の特記仕様書において請負人は工事竣工後、竣工図面、工事出来高数量表等とともに竣工図面のマイクロフィルムを神戸市に提出することとされ、当該マイクロフィルムの保存期間は、竣工図面、工事出来高数量表等と同様、10年であるが、保存期間が到来しても職務遂行上の必要により(例：道路等の補修の際には道路等の構造に関する情報が必要である)保存期間を延長して保存されていることから、7丁目の仮設ため池の建設工事は昭和40年代後半の工事ではあるが、本件請求時において、本件請求の趣旨に対応するマイクロフィルムを検索したが見当たらなかった、(2) その他「特に重要な工事施行関係書類」あるいは「工事台帳」等永年保存とされている他の文書に本件請求の趣旨に該当する情報は存在しないということであった。

ウ その後、7丁目の仮設ため池ができあがるに至った工事について、実施機関から「高倉地区環状線街路築造その他工事」という名称のマイクロフィルムが実施機関の保有する他の工事文書の保管場所に混入していたとの報告があった。

上記「高倉地区環状線街路築造その他工事」のマイクロフィルムは、本件請求に該当する文書として速やかに申立人に公開されるべきである。

なお、情報公開制度の適正かつ円滑な運用を確保するためには、公開請求の対象となる公文書が適切に管理される必要がある。今後、公文書の適正な管理に努められたい。

(5) 結論

以上から、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成15年3月31日	-	* 諮問書を受理
平成15年4月17日	第153回審査会	* 審議
平成15年6月24日	第155回審査会	* 審議
平成15年8月4日	第157回審査会	* 審議
平成15年9月3日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理 * 異議申立人から意見書を受理
平成15年9月16日	第160回審査会	* 審議
平成15年9月24日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成15年9月30日	第161回審査会	* 審議
平成15年11月10日	第164回審査会	* 審議
平成15年12月25日	第166回審査会	* 審議
平成16年4月9日	第168回審査会	* 審議
平成16年6月8日	第169回審査会	* 審議
平成16年7月15日	第170回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取
平成16年8月4日	第171回審査会	* 審議
平成16年8月19日	第172回審査会	* 異議申立人から意見を聴取
平成16年9月10日	第173回審査会	* 審議
平成16年9月28日	第174回審査会	* 審議
平成17年1月11日	第175回審査会	* 審議
平成17年1月25日	第176回審査会	* 審議
平成17年2月17日	第177回審査会	* 審議